

## 令和元年度 第1回生駒市行政改革推進委員会分科会① 会議録

開催日時 令和元年7月3日(水) 午後1時30分～午後3時40分

開催場所 コミュニティセンター 2階 203会議室

出席者

(委員) 森会長、松岡委員、南部委員、上坂委員

(事務局) 杉浦総務部長、大西総務部専門官、岡田財政経営課長、南口財政経営課課長、齊藤財政経営課主幹兼経営係長、島田財政経営課同係主任、政木財政経営課同係係員

(傍聴者) なし

欠席者

なし

### 《案 件》

#### 事務事業の見直しについて

- (1) 高齢者交通費助成事業(生きいきクーポン)
- (2) 足湯施設の運営
- (3) マイサポいこま
- (4) 中小企業融資制度

### 《会議内容》

#### (1) 高齢者交通費助成事業(生きいきクーポン)

##### ■高齢者交通費助成事業の概要について説明

##### ■確認事項

- ・生きいきクーポンの交付対象となるのは、4月1日時点で市内在住であり、かつ以下①～④のいずれかに該当する方
  - ①令和元年度中に71歳以上となる方
  - ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳を持っている方
  - ③精神障害者保健福祉手帳を所持し、自立支援医療を受けている方
  - ④国指定の難病、小児慢性特定疾病の方
- ・生きいきクーポンは移動手段(電車・タクシー・バス)の他に、介護用品、駐車場・文化施設等に利用できる。
- ・生きいきクーポンの対象年齢を隔年で1歳ずつ、最終的(令和8年度)に75歳まで引上げることとしているが、この仕組みは、タウンミーティングやワークショップ等で市民や学識経験者等の声を聴いた上で決定している。
- ・事業カルテの効率性の欄「対象者に一定の制限を設け、～」とあるのは、年齢制限のことを指しており、所得制限を設けているのではない。

- ・今後、高齢者数は増加することから、予算内に事業費を抑えるためにも対象年齢を引上げることにした。

#### ■確認事項を踏まえての委員意見

- ・本事業は過去にも審議されているが、廃止という審議結果になったにもかかわらず、現在も継続して審議をしている。障がいのある方に対して生きいきクーポンを配布するのは意味があると思うが、対象年齢である高齢者に一律に配布するのはバラマキであると思う。
- ・若い世代が将来高齢者になったとき、現在の高齢者と同様のサービスを受受できなければ、世代間格差が生じることになるので、財政的に余裕がないのであれば本事業の継続は困難であろう。
- ・持続可能な範囲で続けられる政策であれば実施すればいいが、いずれ続けられなくなるのであれば、早く廃止したほうがいい。
- ・様々な要因によって自由に移動することが困難である方に対する配慮が必要であるということ、これまでの審議でも指摘されている。しかし、配慮する手段として生きいきクーポンを配布するというのは違うのではないかとということである。交通弱者の移動手段を行政がどのようにして支援していくかが重要であり、高齢施策に留まらない交通施策を検討する必要がある。
- ・生きいきクーポンを配布することで、社会参加の促進や健康維持の増進を図るという目的はいいが、対象年齢の引上げは、事業を維持するために条件を厳しくすることで対象者を減らしているように感じる。
- ・予算を削減するために対象者を縮小していくのであれば、社会参加の促進や健康維持の増進といった目的を果たすことができるのかという疑問を感じる。事業に係る費用が本当に必要なのか、再度検討したほうがいいのではないか。
- ・対象年齢を引上げて、今後高齢者が増加することから経費は削減されず、予算内に納めるためにも75歳まで対象年齢を引上げることにしているところに工夫は見られるが。
- ・他市でも交通費助成事業を廃止してきているのであれば、生駒市も廃止するべきである。
- ・事業の優先順位をつけることが重要である。介護保険料などの負担が増えてくる中で、高齢者交通費等助成事業を残すべきということにはならない。生きいきクーポンがなくなると困ると思われるかもしれないが、丁寧に説明すれば市民の方にも理解してもらえらると思う。単に廃止すればいいと言っているわけではなく、支援が必要な方に対して配慮する施策は実施するべきであり、今後財政状況が厳しくなる中で、社会保障や教育面のサービスの質を落とし、生きいきクーポンを維持するという選択は採らないと思う。移動を困難とする支援が必要な方に対して配慮する施策を検討したうえで、本事業は「廃止」とすべきである。

## (2) 足湯施設の運営

### ■足湯施設の運営の概要について説明

#### ■確認事項

- ・1日平均利用者は約50人である。観光バスを利用して来ている人もいるようだ。
- ・足湯施設・温泉設備及び井水設備について、源泉ポンプが故障するまでは現状のまま管理し、故障した場合、廃止を含めて検討している。
- ・源泉ポンプは、いつ故障してもおかしくない状況だが、軽微な修理を実施することで現状維持で

きている。

- ・温泉水の販売により約 800 万円の収益はあるが、足湯として利用するために源泉を沸かすための燃料代と管理人の配置のためにシルバー人材センターの委託料がかかっている。

#### ■確認事項を踏まえての委員意見

- ・老人ホームの敷地内に足湯施設があることから、譲渡を検討してはどうか。
- ・譲渡を検討するか、温泉を供給している施設に負担金を増やしてもらうことも考える必要があるのではないかと。
- ・足湯施設については、ファシリティマネジメントも関連してくる。今後の方向性としては、足湯施設は老朽化が著しいので、廃止を検討するべきだ。
- ・受益者負担については、運営の具体的な話の中で受益者負担がひとつの対策案として出ることはあると思うが、次の段階の話であり、受益者負担を取っても施設を維持することになるので、一番良いのは施設を買い取ってもらうことであるが、評価としては「廃止」でいいだろう。
- ・廃止するとして、今後、修理はしないようにするべきだ。

### (3) マイサポいこま

#### ■マイサポいこまの概要について説明

##### ■確認事項

- ・具体的な制度の流れとしては、支援対象登録団体選択等届出書に支援したい団体を記入する。各団体の希望する支援金額が示されているので、団体は人気投票に応じて支援金額を受け取るという仕組みである。
- ・国においても、行政ではなく市民が自発的に活動することが大事であり、それを支えるのが行政の役割であるという動きがあった。本来、税金は行政が予算編成を行い、議会で検討されることで、税金の使い道を決めるものである。この制度では、市民の人気投票に基づいて、税金の一部を市民活動団体に分配することになる。
- ・平成 30 年度の市民活動団体の届出者数は 8,651 人、届出率が 8.71%となっている。
- ・支援団体数について、平成 30 年度は 30 団体であるのに対し、令和元年度は 15 団体に減少している。その理由は、担当課が支援からの卒業を促したことで、公益性を審議する審議会にて公益性の認められない団体は対象外としていること、さらに団体側にとって申請の手間がかかることから参加団体数が減少していることが考えられる。
- ・設立当初から応募団体の条件の変更はない。

##### ■確認事項を踏まえての委員意見

- ・市民活動団体を支える仕組みは必要であるが、公益性という目的にかなった団体であるかの審査の難しさがうかがえる制度である。
- ・やりたい活動があるならば、税金の支援を得ずに自分で実施するべきである。以前より参加団体も減少しており、支援額を超えた金額は繰越しになっている。平成 30 年度の交付額 2,826 千円に対して、印刷製本費に 1,555 千円も使っているのはどうかと思う。
- ・市民活動を支える仕組みづくりは必要であるが、人気投票によって、公益性があるとは言い難い団体に対しても支援してしまう可能性があるこの制度のあり方が良いとは言えないということだ。

個々の思いがしっかりと反映されること、そして市としても責任を持って税金を分配する仕組みがあるだろう。

- ・一般の市民活動団体を支える仕組みづくりとして、市としてはプラットフォームを提供することが考えられるだろう。プラットフォームを作ることで、今のようなパンフレットの作成費がかかることもなくなり、効果が出るのであれば市民活動支援としての意味があるだろう。ノウハウのない団体でも寄附を募れる場として、また、情報共有ができる場として、市がプラットフォームを準備するぐらいはしてもいいのではないかな。
- ・プラットフォームを作ったとしても参画の方法がわからなければ効果は出ないと思うので、マイサポいこまを廃止することは難しいと思う。
- ・プラットフォームを作るとしたら、市のホームページに掲載することになる。インターネット環境が整っている方はいいと思うが、70歳以上の方はインターネットを利用しない方も多い。市民全員に周知するのであれば、広報紙のほうがわかりやすいと思う。市のホームページと広報紙のどちらにも掲載するといい。
- ・活動実績として、今まで積み重ねてきたものがあるので、支援が突然切れてしまうことで活動が止まる可能性があるということは懸念しなければならないだろう。
- ・公益性を審議する審議会にて、活動の範囲が限定されており、公益性が認められない団体は対象外となっていることも考えられる。
- ・本事業を維持するのであれば、他の事業に転換することは考えられないのだろうか。例えば、企業が資金を獲得しながら問題を解決していくように、生駒市民が関わりながら新たな展開を提案することも考えられるのではないかな。
- ・市民活動を支えることが重要であるという認識は共通している。支える方法は様々あるので、資金面の支援ではなくプラットフォームという形で行政が支えていくという方法もあるだろうし、公益性の高い市民活動団体については各部局が責任を持って支えていくという方法も考えられる。市民に関わってもらい、生きいきと過ごしてもらうことは重要であり、支えていく必要性があるといえるが、問題なのはその支え方の方法が適切かどうかということである。
- ・支援の窓口となる場所は、市民活動推進センターだけでなく、男女共同参画プラザや生涯学習課、いこまの魅力創造課などといったように、様々な部署にわたっている。市民公益の面から言えば、市民活動推進センターが横のつながりを持つことで、有益な情報を市民活動団体に提供し、自立を促す取組をしている。大阪のような都市部と比較すると、生駒市は小規模のNPO団体が多いため、そのような団体に対し、初期投資の支援として本事業を作った背景がある。
- ・市民活動団体の中には公益性も高く、個人的にも支援してもいいと思う団体もあるので、支援の方法を見直す必要があるだろう。
- ・市民による投票ではなく、市民活動団体に対して市が直接支援希望額を聞いたらどうか。令和元年度の支援団体数が15団体となっているが、参加応募のあった団体から公益性などを審査した結果、15団体が選出されたと思う。そのため、審査を通った団体に対しては、市民投票をせず希望額について支援するほうが、費用対効果の面から考えてもいいのではないかな。
- ・市民に対して市民活動団体は浸透しているかわからないが、団体がこの事業の申請をするにも提出資料が多く、大変であると聞いた。申請団体に対して支援希望額を交付し、印刷製本費

などの初期費用を抑えるほうがいいのではないか。

- ・本制度の開始当初と比較すると、公益性のある団体に厳選されており、成果もあがっていると思う。
- ・本事業が根付いているのであれば、初期投資の支援ではなく活動実績を踏まえて支援をしてはどうか。
- ・これまでの意見をまとめると、現在は各部局でそれぞれ判断している状況であり縦割りとなっている。例えば、市民活動推進センターが各部局間の情報を統括し、審査する体制を庁内で検討していただき、市民の意見を反映する場としては審議会等を作ることによって、マイサがいこまの趣旨は反映できると思う。
- ・これまでの活動として、市民活動団体を支援する基礎は出来ていると思うので、基礎に対して新たに作ることで市民に対して説明もつきやすい。
- ・全ての補助金をプラットフォームに集約することで見える化し、そして支援も行っていくということだ。
- ・市民としても、生駒市がどの活動に対して支援しているのかわからないので、広報紙を見てわかるのであれば、参加してみようと思う市民もいると思う。
- ・現段階の評価としては、事業の方法を変えるのであれば、「見直し」ということになる。

#### (4) 中小企業融資制度

##### ■中小企業融資制度の概要について説明

##### ■確認事項

- ・一般的にどこの自治体でも実施されている取組である。
- ・信用保証料補助金は、信用保証協会に対して信用保証料の50%を市が補助することによって、企業の負担を軽減させる。信用保証料補助については個々の企業に支払うことはなく、信用保証協会に対して支払っている。
- ・利子補給金は、融資を受けた企業が金融機関へ支払う利子のうち1%を補助するという制度である。貸付利率2.175%のうち1%分を補助し、2.175%を切る場合は1%を上限として借入利子の半額を補助している。利子補給金については、市から各金融機関に照会をかけて、個々の企業に年に1回まとめて支払っている。
- ・損失補償について、損失があった場合に対して補償するものであり、何もなければ経費はかからない。平成20年度までの制度の名残として、損失補償が残っている。平成20年度までは市が一部を負担しており、平成20年度までに制度を利用して返せなくなった企業が残っている。そのため、現在は企業が倒産したとしても市が負担することはない。事業カルテに記載している損失補償の費用は、市が負担しなければならない総額である。
- ・企業が融資を受けた場合、その期間が終了するまでを期限としており、期間内に同じ企業が再度融資を受けることも可能であるが、上限額を設けている。
- ・生駒市は住宅都市であるので、本制度は中小企業の誘致という意味も含まれていると思う。

##### ■確認事項を踏まえての委員意見

- ・奈良県下で融資制度を実施している自治体が多いなか、生駒市だけ利子補給金を廃止するのはマ

イナスイメージにつながりかねないと思う。しかし、金額として数万円となる補助が中小企業の支援としてどれほど力になっているのかという疑問はある。

- 行政改革を行う立場として、信用保証料補助は他市でも実施していること、また、社会的企業を誘致する必要性を考えたとき、信用力が低い企業を市が支えることは重要であろう。利子補給金については議論の余地がある。
- 利子補給金は支援金額が少ないこともあり、企業側もあまりありがたみを感じられないと思う。それならば、利子補給金を廃止として、信用保証料補助の補助率を 100%にしたほうが、職員の事務負担も減り、経費も削減できるのではないか。
- 利子補給金は支援金額が低額であることから、効果が限定的であるため、利子補給金を「廃止」としたうえで、信用保証料補助金の補助率の引上げを検討してはどうか。信用保証料補助は「継続」を前提とし、利子補給とのあり方でどう「見直す」か考えるということになるだろう。